

---

令和2年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第1日)

令和2年12月10日 (木曜日)

---

議事日程 (1)

令和2年12月10日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 行政報告

第4 同意第13号 芦屋町教育委員会委員の任命について

第5 議案第71号 芦屋町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第72号 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第73号 芦屋町議会議員及び芦屋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

第8 議案第74号 芦屋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議案第75号 指定管理者の指定について

第10 議案第76号 令和2年度芦屋町一般会計補正予算 (第5号)

第11 議案第77号 令和2年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)

第12 議案第78号 令和2年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算 (第2号)

第13 報告第8号 専決処分事項の報告について

第14 報告第9号 地方独立行政法人芦屋中央病院の令和元事業年度における業務実績に関する評価結果について

---

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 中西 智昭	3番 長島 毅	4番 萩原 洋子
5番 信国 浩	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 妹川 征男
9番 辻本 一夫	10番 小田 武人	11番 川上 誠一	12番 横尾 武志

---

【欠席議員】 (なし)

---

【 欠 員 】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代      書記 横田 和雄      書記 中山 理恵

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柘賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	村尾正一	環境住宅課長	井上康治
住民課長	溝上竜平	福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏
産業観光課長	浮田光二	学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香
競艇事業局次長	藤崎隆好	企画課長	中野功明	事業課長	木本拓也

---

【 傍 聴 者 数 】 3名

---

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

会議に入る前に、皆様に御報告いたします。

新型コロナウイルス感染症に関しては、全国各地で第3波の到来が報じられるなど、依然として収束しておりません。このため、芦屋町議会では今定例会においても、引き続き各種の感染拡大防止策を実施していくことにしております。御理解と御協力をお願いいたします。

.....  
午前10時00分開会

○議長 横尾 武志君

それでは会議に入ります。

ただいま出席議員は12名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから令和2年第4回芦屋町議会定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

----- . ----- . -----  
日程第1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

まず日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は12月10日から12月21日までの12日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

----- . ----- . -----  
日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第127条の規定により、2番、中西議員と10番、小田議員を指名しますので、よろしくお願いたします。

----- . ----- . -----  
日程第3. 行政報告について

○議長 横尾 武志君

次に日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたが、今定例会については書面による報告といたします。

次に日程第4、同意第13号から日程第14、報告第9号までの各議案については、この際一括議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 横尾 武志君**

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長 波多野茂丸君**

皆さん、おはようございます。

それでは早速、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは人事議案でございます。

同意第13号の芦屋町教育委員会委員の任命につきましては、井上弘行氏の任期が令和3年1月31日をもって満了となりますので、再度、同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。井上氏は平成29年2月より教育委員に就任され、実績についても申し分なく適任でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に条例議案でございます。

議案第71号の芦屋町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の改正により延滞金の特例に関する文言等の見直しが行われたため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第72号の芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、国民健康保険税の減額に係る所得基準について、軽減判定所得の算定における基礎控除額相当分の基準額を引き上げる等の規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第73号の芦屋町議会議員及び芦屋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定につきましては、公職選挙法の一部改正により、町議会議員選挙における選挙運動用のビラ頒布の解禁と併せ、選挙公営の対象も市と同様のものに拡大されたことから、新たに条例を制定するものでございます。

議案第74号の芦屋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の改正により延滞金の特例に関する文言等の見直しが行われたため、条例の一部を改正するものでございます。

次にその他議案でございます。

議案第75号の指定管理者の指定につきましては、芦屋町老人憩の家の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に補正予算議案でございます。

議案第76号の令和2年度芦屋町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,700万円の増額補正を行うものでございます。歳入につきましては、がんばれ芦屋町ふるさと応援寄附金、障害児通所事業負担金を増額計上したほか、財政調整基金繰入金を減額計上しています。歳出につきましては、後期高齢者医療療養給付費負担金、老朽危険家屋等解体補助金を増額計上したほか、PCR検査業務委託を新規計上しています。

議案第77号の令和2年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入では、特別調整交付金の市町村分を増額計上しています。歳出では、税制改正に伴うシステム改修の業務委託料及び直診施設である芦屋中央病院の施設整備内容の変更による事業費補助金を増額計上しています。

議案第78号の令和2年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、資本的収入では、工事請負費の増額に伴い、企業債及び他会計補助金を増額計上しています。資本的支出では、汚水管の末端接続工事請負費を増額計上しています。

次に報告案件でございます。

報告第8号の専決処分事項の報告につきましては、柏原漁港機能保全工事（3号物揚場）の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第9号の地方独立行政法人芦屋中央病院の令和元事業年度における業務実績に関する評価結果につきましては、地方独立行政法人法第28条第1項第1号の規定により評価を行いましたので、同条第5項の規定により報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。日程第4、同意第13号については人事案件でございますので、この際、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。日程第4、同意第13号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、同意第13号は同意することに決定いたしました。

ただいまから質疑を行います。

まず日程第5、議案第71号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第71号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第6、議案第72号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第72号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第7、議案第73号についての質疑を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

妹川です。今回、公職選挙法の一部改正によって我が芦屋町にもですね、この公費負担に関する条例の制定ということをご提案されています。こういう法律の一部改正、そして我が町の条例制定に至った経緯、そして目的について質問をいたします。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

目的とですね、経緯というのは重複すると思いますので、併せて説明させていただきたいと思っております。町村選挙における立候補に係る環境の改善、立候補しやすい環境をつくることを目的として制定しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

非常に今、町村議会でもですね、立候補される方が非常に少なく、全国の自治体においても30数%の地域が無投票で、全員定員内ということであって、やはり立候補する方々の財政上の

問題とかそういう意味でこういう法律が改正されて、我が町にもですね、そういう条例が制定されることは非常に喜ばしく思っています。

これについて9月議会です、我が町は12月議会ですけども、9月議会でこの条例制定をやっているところがありまして、その中でもこの条例の中身についてですね、詳しく周知しているホームページがたくさんあります。そういう意味で、芦屋町においてもこの条例制定された場合はですね、早めにホームページなり、ないしは広報にですね、出すべきではないかと。

やはり選挙に立候補される方は、現職の方はそうでもありませんが、やっぱり新人の方々は、やっぱり半年、1年ぐらい前から準備期間があるだろうと思っています。そういう意味では、これの中身について細かくですね、非常にパターンがありまして、金額の最高限度額、それから様々な方法があるようですけども、そういう項目についても詳しく書いているホームページ等もありますので、その辺はどのように考えておられますでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

今回のですね、公職選挙法の一部の改正によるですね、条例の制定につきましては、町選挙の立候補に係る負担について大きな変更がございますので、今回の議会で議決が得られれば、至急その内容をホームページ並びに広報紙に掲載していく予定でございます。

また、選挙実施の1年前をめどに再度広報紙等で周知し、広く周知していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第73号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第8、議案第74号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第74号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第9、議案第75号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第75号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第10、議案第76号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

8ページ、歳入の寄附金のところですね。がんばれ芦屋町ふるさと応援寄附金ですが、これは2,000万円を見込んでいたのが、1,000万増額補正を行い3,000万となっているということですが、1,000万円増えたその要因については、どのように考えているのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

ふるさと応援寄附金の1,000万増額の理由ということですが、正確な分析はできておりませんが、このふるさと納税が増えているのは全国的な傾向でありまして、町としましても、この新型コロナウイルスによる巣籠もり需要、これが寄附の増加につながったのではないかとこのように推測しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは、その関連としてですね、12ページの歳出で、地方創生推進費で24節の積立金。これが、がんばれ芦屋町ふるさと応援基金積立金として1,000万積立てられています。これによって総額は幾らになるのか、そこを教えてください。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

ふるさと応援寄附金の納税額についてですが、令和元年度末の基金額としましては2,200万程度となっております。

このふるさと納税の運用につきましては、寄附いただいた当該年度に全て一旦基金に積立てをいたします。で、翌々年度の事業に充当するといった形になっておりますので、今回この1,000万という分を上げておりますけれども、この補正予算のとおり3,000万円分のふるさと納税が今年度あったと仮定するのであれば、今年度末については、この3,000万円がまた基金額になるというような運用になります。

以上です。

○議長 横尾 武志君



ほかにございますか。妹川議員。

**○議員 8番 妹川 征男君**

6ページの個人番号カード交付事務費補助金が100数万円計上されていますが、歳出についてはどの項目を、まあ予測はできるわけですが、ちょっとそこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。歳出の部分について、どこの項目に入っているのかなど。

もう1点は、16ページの業務委託料のPCR検査業務委託というふうなものがあります。具体的にどのような内容で行われるのか、お聞きしたいと思います。

**○議長 横尾 武志君**

住民課長。

**○住民課長 溝上 竜平君**

まずですね、マイナンバーカードの交付金、交付関係の補助金108万7,000円に係る歳出の項目の説明をいたします。13ページをお願いいたします。

13ページの2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の1節報酬、会計年度任用職員（パートタイム）53万4,000円の部分と、その下段の4節共済費、会計年度任用職員9万3,000円、その下の12節委託料34万円と、次のページのですね、13節使用料及び賃借料の部分、トータル108万7,000円となっております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

健康・こども課長。

**○健康・こども課長 濱村 昭敏君**

PCR検査の業務委託の内容でございますが、自費でPCR検査を希望する人に、国の令和2年度新型コロナウイルス感染症の流行化における、一定の高齢者等への検査助成事業に基づいた助成を行いたいと考えています。対象者としましては、65歳以上の方または60歳から64歳までで心臓、腎臓、呼吸器の機能に障害のある方——基礎疾患を有する方が対象となります。

検査の方法としましては、遠賀中間医師会と遠賀・中間の1市4町で委託契約を交わし、遠賀中間医師会に所属している医療機関のうち、このPCR検査助成事業に協力していただける医療機関で実施する予定です。実施期間としましては、令和3年の1月4日から令和3年の3月31日まで。検査費用としましては、今、遠賀中間医師会では2万7,500円で自費のPCR検査を行っていますので、そのうち2万円の助成をしたいと思っています。ですから、個人負担が7,500円でPCR検査が可能となるということでございます。

なお、2万円のうち1万円を国が補助しますので、実質、町の負担は1万円ということになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

13ページのマイナンバーの件で、住基ネット目隠し用パネル設置業務委託というものがその歳出の中の一部としてありますが、この内容について説明をお願いします。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

ちょっと関連項目がありますので、関連項目を説明してこの内容に移りたいと思います。

12月の仕事納めの後、福祉課、健康・こども課、住民課、税務課のハイカウンターの大部分がローカウンターに変更されます。このとき、住民課の2つの窓口をマイナンバーカード交付窓口として活用するため、目隠しパネルを設置することになっております。

今回これとは別に、今後、来庁者の増にも対応するべく新たにマイナンバーカード交付用端末をリースし、緊急時窓口を増設してまいりたいと考えておりますので、同様の目隠し用パネルを設置するものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第76号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第11、議案第77号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第77号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第12、議案第78号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第78号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第13、報告第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第8号についての質疑を打切ります。

次に日程第14、報告第9号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第9号についての質疑を打切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第5、議案第71号から日程第12、議案第78号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時26分散会

---